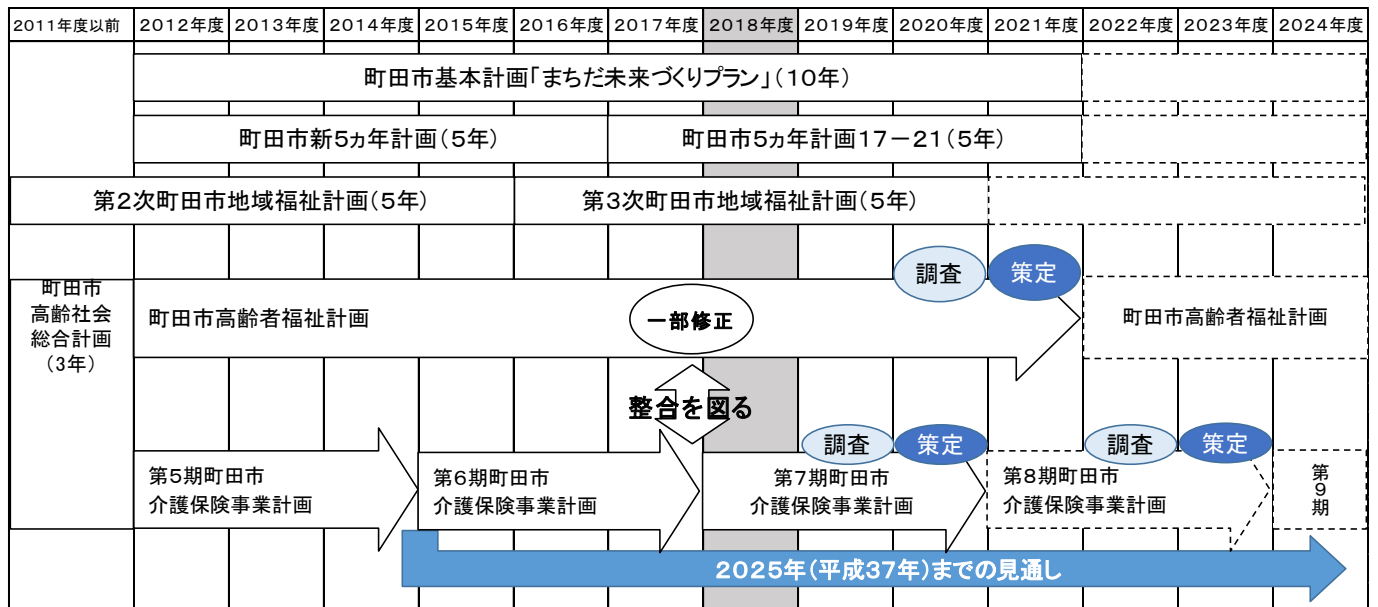


介護保険事業計画と高齢者福祉計画の管理方法の見直しについて

1 現状と課題

(1) 現状

- 現在、高齢者福祉計画は2012年度～2021年度までの10ヵ年、第7期介護保険事業計画は2018年度～2020年度までの3ヵ年を計画期間としています。
- 2011年度までは、現在の高齢者福祉計画と介護保険事業計画を合わせて「高齢社会総合計画」（計画期間3年）として策定、進捗管理を行っていました。
- 現高齢者福祉計画策定時（2011年度）、下記の理由から2012年度～2021年度までの10ヵ年を計画期間として、介護保険事業計画と分離して策定しました。
 - ・町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」（2012年度～2021年度）と同時策定のこの機会に、基本計画と計画期間を合わせ、整合性を図り進捗管理を行う。
 - ・高齢者施策は中長期的な視点で取り組まなければならない課題が多く、10ヵ年の見通しや方針を示すことが重要である。



(2) 課題

- 高齢者福祉計画の根拠法である老人福祉法には、「老人福祉事業の量の目標」を定める計画（実行計画）としての位置付けがありますが、10ヵ年の長期計画では具体的指標・数値目標の設定、管理が難しい場合があります。
- 高齢者福祉計画と介護保険事業計画は共通の基本理念のもと策定しており、両計画とも地域包括ケアシステムの深化・推進を目的としています。施策体系は別となっています。
- 第7期から「地域共生社会の実現」について基本指針に明記され、今後、より一層、会計の別に関わらず、高齢者に係る施策・取組全般を目的に合わせて整理し体系付けることが重要となると考えられます。
- 第7期より地域福祉計画が上位計画として明記されることとなり、第8期は次期地域福祉計画と同時策定を予定しています。この機会に「地域共生社会の実現」を目指す上位計画と、高齢者関連計画の位置付けを整理しておく必要があります。
- 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の計画期間のサイクルが合わないため、調査、策定のスケジュールが非効率的となる場合があります。

2 今後の方向性

- 第8期介護保険事業計画策定に向けた調査を予定している2019年度に向けて、2018年度までに高齢者福祉計画と介護保険事業計画の計画期間、施策体系等の見直しを行います。
- 次回の審議会（2019年1～2月開催予定）に向けて、事務局で見直し案を作成し、事前に委員の皆様へ送付させていただきます。
- 次回の審議会にて委員の皆様よりご意見をいただき、両計画のあり方の見直しについて方針を決定いたします。

町田市いきいき生活部いきいき総務課
企画総務係

〒194-8520

東京都町田市森野 2-2-22 市庁舎 7 階

T e l : 042-724-2916 (直通)

F a x : 050-3101-4315

E-Mail : ikiiki010@city.machida.tokyo.jp